

## (21) 競技者規程

公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）は国際卓球連盟（以下ITTFと略称する）が制定した憲章を受けて、卓球競技の健全な普及・発展を図る目的をもって、ここに本会に登録している会員競技者（以下プレーヤーという）に対する競技者規程を制定する。

### 第1章 総則

（競技者の競技精神）

- 第1条 プレーヤーが卓球競技を行うにあたっては愛好するが故に之を行う精神を守り、ルールに従い、フェアプレーの精神を堅持し、自己の最善を尽くさなければならない。
- 2 プレーヤーが競技会に参加するに当たっては、競技会主催者が規定する参加規約に従うものとする。

（出場できる競技会の範囲）

- 第2条 プレーヤーは本会、本会の加盟団体、日本体育協会、日本オリンピック委員会（以下JOCと略称する）、ITTF及び国際オリンピック委員会（以下IOCと略称する）が主催・公認した競技会に出場できる。
- 2 プレーヤーは本会、本会の加盟団体、日本体育協会、JOC、ITTF及びIOCが非公認としている競技会に出場しようとする場合、プレーヤー本人の申請により、本会の許可を得なければならない。

### 第2章 外国での競技会への出場

（外国での競技会への対応）

- 第3条 外国で開催される競技会が多岐多様になってきている現状に鑑み、プレーヤーがこれ等競技会に参加するに当たり、賭け等の違法な行為を伴う競技会に参加することのないように、また、参加することによってトラブルに巻き込まれたりすることのないように本会は最善の対応をする。

（外国での競技会の区分）

- 第4条 外国での競技会は次のように区分する。
- 1) 国際卓球連盟（以下ITTFという）が
- ① 主催・共催する競技会（ITTF events）  
オリンピック（含む予選会）、世界選手権、ワールドカップ、中国対世界チャレンジ、ワールドツアー、グローバル・ジュニア&カデットチャレンジ等
  - ② 承認する競技会（ITTF approved events）  
大陸選手権、大陸カップ、大陸内地域選手権、国際オープン等
  - ③ 認知する競技会（ITTF recognized events）  
卓球を含む大陸総合大会、ユニバーシアード、コモンウェルス等公認組織の総合大会等
  - ④ 登録する競技会（ITTF registered events）  
ITTFが受け入れ、ITTFのカレンダーに記載された競技会
- 2) 上記以外の競技会

(本会の対応)

第5条 第4条-1)に記載する競技会については、本会が常にITTFに連絡し、情報を整理しておき、プレーヤーおよび本会関係者からの問い合わせに対応できるよう把握しておく。

(外国での競技会参加)

第6条 第4条-1)に記載する競技会には、本会が定めた基準に基づきプレーヤーを派遣する。但し、本会の了承のもとに、加盟団体または所属団体(チーム)を通じ、あるいは個人としてプレーヤーが参加することができる。

(申請・承認)

第7条 第4条-2)に該当する競技会については、原則的に本会が把握していない。これらの競技会にプレーヤーが参加しようとする場合は、本会に加盟団体を通じ、下記事項を記載した書面での申請により、本会の承認を得るものとする。本会は必要に応じて、ITTFあるいはITTF加盟協会と連絡をし、競技会の内容等を把握した上で、承認の可否を決定する。内容検討の結果、第3条に鑑み、本会として申請競技会へのプレーヤーの参加を承認しないことがある。

申請書面への記載事項：所属団体、参加希望選手名、競技会の内容・期日・場所主催者名・その他重要事項

### 第3章 賞金等の受け取り

(プレーヤーの賞金、出場報酬の受け取り)

第8条 プレーヤーが出場した第2条第1項に基づく、競技会が賞金や出場報酬(以下賞金等という)付きであった場合、その賞金等をプレーヤー本人が、受け取ることができる。

2 プレーヤーが第2条第2項により許可を得て出場した競技会が賞金等付であった場合、その賞金等をプレーヤー本人が受け取ることができる。

### 第4章 商業行為の実施

(プレーヤーの商業行為及び関連事項と届出義務)

第9条 プレーヤーは自らの責任において、次の各項の商業行為及び関連事項を実施することができる。但し、商業行為及び関連事項の実施に当っては、プレーヤー自身の名誉を傷ついたり、卓球競技の健全な普及・発展をさまたげる事柄は避けなければならない。

- 1) プレーヤーは自らの肖像等の使用を、企業等に許諾することによる以下のような商業行為及び関連事項を実施することができる。なお、ここでいう肖像等とは、本人自身、本人の写真・音声・名前・サイン・競技実績・イラスト・似顔絵・通称・手形・足形等である。
  - ① 広告媒体物(テレビ番組・コマーシャル、ポスター、新聞、雑誌、パンフレット、チラシ等)に肖像等を使用させること。
  - ② 商品・サービスの販売促進のために、肖像等を使用させること。
  - ③ その他の商業的活動に肖像等を使用させること。
- 2) 競技用衣服及び用具にITTFあるいは本会が許可した社名、商標、社章等の広告物を付して競技すること。
- 3) 卓球教室や講習会を自ら開催すること、及び他者が主催する卓球教室や講習会に協力すること。

- 4) 映画、演劇、放送、雑誌・新聞等の座談会、その他これに準ずる行事に出演または参加すること。
- 5) 本会が契約した企業等の要請による上記の商業行為及び関連事項を実施することができる。
- 6) プレーヤーは上記各項及び上記各項以外の商業行為の実施に当り、その内容に疑義があると思うときには、事前に本会に届出て、助言を得るものとする。

(JOCに肖像等の管理を委託したプレーヤーの商業行為及び関連事項)

- 第10条 上記第9条に拘わらず、平成17年1月1日に発効したJOCマーケティングプログラム・肖像権システムに基づき、JOCに肖像等の管理を委託することを許諾し、JOCと契約を締結したプレーヤー（以下JOC契約プレーヤーという）は、その契約の合意事項の遵守を第一義としなければならない。
- 2 JOC契約プレーヤーが、上記合意事項以外の商業行為及び関連事項を実施しようとする場合は、本会に事前に届け出て、承認を得るものとする。

## 第5章 適用範囲

(適用範囲)

- 第11条 この規程は本会の加盟団体を通じて、本会に登録されたプレーヤーに適用する。

## 第6章 違反登録会員に対する罰則

(罰則)

- 第12条 次の1)～4)のいずれかに該当するプレーヤーは、本会の理事会が設置する懲罰小委員会・紛争解決小委員会によって審議・理事会報告され、理事会の決定によって以下の①～④の罰則を受ける。懲罰小委員会・紛争解決小委員会の委員は、都度会長が数名委嘱する。
- 1) 本会及び加盟団体が公認しない競技会に、本会への申請・許可を得ず出場したプレーヤー。
  - 2) 競技に際して、禁止卓球用具・用品の使用あるいはドーピングまたは暴力行為により、フェアプレーの精神に明らかに違反したプレーヤー。
  - 3) 本会の登録会員として品位を汚し、また著しく本会または加盟団体の名誉を傷つけたプレーヤー。
  - 4) 第1条から第11条の各項に掲げる規則に過失とは認められない少なからぬ違反があったプレーヤー。
    - ① 会員登録資格の剥奪
    - ② 会員資格の無期限停止
    - ③ 会員資格の有限期間の停止
    - ④ その他（競技会出場禁止、始末書の提出他）
- 2 本会が決定した競技会への参加資格、競技会への代表プレーヤーの選定、ドーピング及びラケット検査結果に基づく処分などに対するプレーヤーまたはそのプレーヤーの所属する団体からの不服申し立ては、一般財団法人スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。
  - 3 懲罰小委員会・紛争解決小委員会の委員は、公平・構成の観点からプレーヤー他の聞き取り調査を行い、可及的早期に適用罰則を決定、理事会に付議する。

- 4 スポーツ仲裁規則第13条（申し立ての期限）に関して、本会は、次のとおり定める。

プレーヤーが上記①～④の本会決定に関して、仲裁申し立てを行う場合、その申し立ては、プレーヤー等が本会の決定を知った日から3ヶ月以内、またはそれを知らなかった場合には、その決定をした日から6ヶ月以内に日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。但し、選手選考に関する仲裁申し立ては、強化本部規程第7条9項に基づくものとする。

#### （会員資格の復活）

- 第13条 前条に基づく罰則処分を受けたプレーヤーが再び会員としての活動を復活させるに当たっては、再び本規程に違反するおそれがないことを認める当該プレーヤーの所属する加盟団体長の認定書及び、違反行為をしない旨の本人自筆の誓約書を本会に提出するものとする。

### 第7章 競技者資格委員会の役割

#### （競技者資格委員会）

- 第14条 本会競技者資格委員会はプレーヤーとしての資格、会員の罰則、会員資格の復活、裁決に不服のある者からの再審査の請求、プレーヤーの行事出演・参加、その他必要事項の審査を行い、必要に応じて、理事会の裁決を求めるものとする。
- 2 競技者資格委員会での審査に当り、本会の理事会は必要に応じて、本会の関係役員及び本会の役員以外の学識経験者を委員に委嘱するものとする。

### 第8章 本会及び各加盟団体に対する規則

#### （会員の指導）

- 第15条 本会及び各加盟団体は会員に対して競技者規程を周知徹底させると共に規程違反の防止につとめなければならない。

#### （賞金等付き競技会の開催）

- 第16条 本会プレーヤーを出場させる賞金等付き競技会は、本会、加盟団体その支部及びITTFが主催・主管・後援等により公認したものに限るものとする。
- 2 本会が賞金等付き競技会を主催したり、上部団体等の賞金等付き競技会を主管するときは、本会の理事会の決議を要するものとする。
- 3 本会の加盟団体及びその支部が賞金等付き競技会を主催・主管・後援する場合は、本会にあらかじめ申請を行い、承認を得るものとする。
- 4 上記以外の企業、団体等が独自に主催する賞金等付き競技会については、本会は、原則として公認しないものとする。
- 5 賞金という名称を付さない激励金・謝礼金等付き競技会におけるそれ等の金額は、1競技会1プレーヤー当たり総額20万円までとする。これを超える金額が支払われる競技会は、賞金等付き競技会と見なす。

#### （規程違反）

- 第17条 賞金等付き競技会を実施するに当り、本会の加盟団体及びその支部が次の各号の一に該当する行為をした場合は、規程違反として罰則の対象となる。
- 1) 本会の承認を得ることなく、実施した場合。
  - 2) 本会への実施申請に当り、故意に申請内容を偽った場合。
  - 3) 本会の承認内容と異なる内容で実施した場合。
  - 4) 実施者として品位を汚し、また著しく本会の名誉を傷つけた場合。

(罰則)

- 第18条 規程違反の本会の加盟団体及びその支部は、本会の理事会の決定によって、次の罰則を受ける。
- 1) 賞金等付き競技会の ①無期限 あるいは ②有期限の実施禁止。
  - 2) 加盟団体に所属している本会登録プレイヤーの特定全日本大会への参加禁止。
  - 3) その他（始末書の提出、他）

**第9章 補則**

第19条 この競技者規程は本会の理事会の議決承認を経て評議員会に報告した後に施行する。日本体育協会及びJOCには本規程を届け出るものとする。

第20条 この競技者規程に網羅されていない事項についてはITTF規程関係条項を準用するものとする。

- 附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。
- 2 この規程は平成28年5月28日一部改訂、平成28年5月28日より施行する。

**理事会決定通達**

平成元年6月25日に開催された財団法人日本卓球協会理事会（以下理事会という）は財団法人日本卓球協会（以下本会という）競技者規程に関し、加盟団体に対する昭和61年6月22日の理事会通達に代わり次のように通達する。

1. 賞金等付き競技会の開催は、競技者規程第10条（改定後第16条）に基づいて実施されるものとする。
2. 競技者規程第10条3項（現行第16条）に関して、本会の加盟団体及びその支部組織が賞金等付き競技会を開催するに当たっては、本会冠大会・冠講習会実施規程第3条1項を準用して必要事項を記載し、本会宛申請し、承認を得るものとする。

## 競技者資格委員会規程

### (総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程および競技者規程第14条に基づく競技者資格委員会について定める。

### (目的)

第2条 本委員会は、会員が本会「競技者規程」に定める資格に基づいて正しく活動するための関連諸問題について審査・裁決する。

### (基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、つぎの活動を行う。

- 1) プレーヤーとしての資格の審査・裁決
- 2) 会員の罰則に関わる審査・裁決
- 3) 会員資格の復活に関わる審査・裁決
- 4) 裁決に不服のある会員からの再審査請求の審査・裁決

### (理事会裁決)

第4条 前条に定められた各項の裁決に当たっては、本委員会が必要と認めた場合には、その裁決を理事会にゆだねることがある。

### (構成)

第5条 本委員会の委員構成は次の通りとする。

- 1) 委員長 1名（専務理事）
- 2) 委員 4名（強化担当常務理事、普及担当常務理事、事業担当常務理事、学識経験者）

### (委員選出)

第6条 前条の学識経験者1名は、本会役員ではない会員の中から委員長がその都度指名して選出される。

### (活動)

第7条 本委員会は必要に応じて、委員長が招集して開催される。

### (裁決)

第8条 審査結果の裁決は出席者の過半数を以て決定する。可否同数の場合には委員長が決定する。

### (報告)

第9条 裁決の結果は、本委員会の責任において、速やかに関係者および関係部門に通知されなくてはならない。

### (再審査請求)

第10条 審査結果に不服のあるものは、通知を受けて10日以内にその旨本委員会に申し出るものとする。期限内に申出がない場合には、裁決が受け入れられたものとする。

### (活動費)

第11条 委員会活動にあたっては、本会の規程に従って旅費、日当が支給される。

以上

## 「スポーツ仲裁規則」に関する理事会決定通達

平成15年6月21日に開催された、財団法人日本卓球協会理事会は、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に関し、次のように通達する。

日本スポーツ仲裁機構が、平成15年4月7日設立（ホームページ <http://www.jsaa.jp>）され、平成15年6月2日より仲裁申立ての受付を開始した。

財団法人日本卓球協会理事会は、これに関し、次のように決定した。

- 1) 本会が決定した競技会への参加資格、競技会への代表選手の選定、ドーピング及びラケット検査結果に基づく処分などに対する選手またはその選手の所属する団体からの不服申立ては、スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。
- 2) スポーツ仲裁規則第13条（申立ての期限）に関して、本会は、次のとおり定める。
  - ・ 競技者が上記 1) の本会決定に関して、仲裁の申立てを行う場合、その申立ては、決定の日あるいは処分等の通達受領の日から2週間以内に日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。
  - ・ 本会は、上記 1) の競技会への代表選手の選定結果に関しては、決定当日あるいは翌日に本会ホームページ（<http://www.jtta.or.jp>）に記載する。

（注）スポーツ仲裁規則第13条（申立ての期限）の記載は次のとおり。

- ・ 仲裁の申立ては、競技者が申立ての対象となっている競技団体の決定を知った日から4週間以内、またはその決定が効力を生じた日から6週間以内に日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。ただし、競技団体の規則または当事者間の合意において別段の定めがある場合は、この限りではない。